

「地方税の取扱い」について

1市2町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 都市計画税の税率は、百分の0.3とする。ただし、現在の御津町の地域については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条の規定に基づく不均一課税を適用し、合併年度及び平成20年度は百分の0.2、平成21年度は百分の0.25を税率とする。
- (2) 普通徴収に係る個人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の納期は、平成20年度から豊川市の例により統一する。